

第 18 章 時間賃金

【P62】

賃金の支払い形態は、産業形態等により多様な形態（日給や週給や能率給等）があるが、それらを説明するのは本書の任務出ないが、2つの支配的な基本形態、時間賃金と出来高賃金について説明する。

労働力の売買は、日、週、月等一定の期間を決めて行われる。よって、労働力の価値の転化形態として「時間賃金」、すなわち日給、週給、月給という形態で表示される。

そこで注目することは、※「労働力の価格と剰余価値との大いさの変動に関する諸法則」（第 15 章）は、労働賃金の諸法則に転化される。と同様に、労働力の交換価値と、この価値の置換えられる生活手段の量との間は、名目的労働賃金と実質労働賃金として区別され、賃金形態ではどのような形で表れ、または、本質がどのように覆い隠されているかである。

※－生産物を構成する労働力の価格と剰余価値がどのような要因で量的に変動するか、労働日、労働の強度、労働の生産力の 3 つを上げて考察した。結論として、資本家は労働日が法的に制限されても、労働力の価格が高くなっても剰余価値の減少を食い止める手段を持っている。（剰余価値を減少させた要因を、他の要因で相殺する）

【P63～64】

労働者は、1 日労働、週労働等に対して受け取る貨幣額は、名目的賃金である。しかし、労働者が供給する労働量の違いによって、受け取る日賃金、週賃金の総額は違う。したがって、時間賃金であっても労働賃金の総額と労働の価格とは区別することである。

労働の価格は、労働力の日価値を労働日の与えられた時間数で割る。

例えば、労働力の日価値が 6000 円（6 労働時間の価値生産物分）で労働日（時間）が 12 時間であるとすれば、1 時間の労働の価格は $6000/12=500$ 円で、これが労働の単位価格となる。（注－この例は、後でも使います。）

1. 労働の価格が変動し、日・週賃金が不変の場合

労働時間 10 時間 → $6000/10=600$ 円。労働の単位価格は上がる。

労働時間 15 時間 → $6000/15=400$ 円。 " は下がる。

2. 労働の価格が不変、日、週賃金の変動の場合

労働時間 10 時間 → $500 \times 10=5000$ 円。日賃金は下がる。

労働時間 15 時間 → $500 \times 15=7500$ 円。 " は上がる。

労働時間（外延的）の代わりに労働密度（内包的）変動でも同じ結果となる。

これらは、一家総働きの総収入についても同じことがいえる。

したがって、名目的賃金の引下げから独立した労働の価格を引下げる諸方法がある。

【P65～P66、9行】

一般法則として次のようになる。

日・週労働等の量が与えられているならば、日・週賃金等は労働の価格によって決まるものであり、労働の価格は労働力の価値とともに変動するか、労働力の価値からの価格の※偏倚とともに変動する。

※偏倚－ヘンイ。一定基準、平均値などのかたより。

前例を踏襲し、プラスで価値生産物は12000円であるとする。労働力の日価値が6000円なので半分は、剰余労働である。(資本家のために6時間、自分の分6時間)

いまもし労働者が、1日に12時間より少なく、6時間または8時間だけ就業させられるならば、労働の価格500円のもとでは、3000円または4000円の日賃金しか受け取れず、労働力の日価値6000円に足りず苦悩が生み出される。前に、過重労働によって生命の破壊を指摘したが、過小就業も労働者への苦痛を生む。

【P66、後3行～P67、後6行】

このように資本家が日賃金、週賃金をやめ、労働者を働かせたい時間だけに支払えばよいという仕方で、1時間賃金が確定されるならば、労働の価格を算定する時に使う労働日の時間数より短時間で働かせることができる。そうすると労働の価格の度量単位は、計算の分母がなくなるので意味をなくし、支払労働、不払労働の関連もなくなる。こうして資本家は、労働者の生存に必要な労働時間を働かせずとも、労働者から一定量の剰余労働を取出すことができる。資本家は、規則的な就業をことごとく破壊し、彼らの利害に応じて便宜、恣意的に、(割増給等補償なしの)極度の長時間労働と失業を起こさせ剰余労働を得る。

ロンドンの建築労働者の暴動－関連としてP69後2行の(38)

しかし、このような無法な労働は、労働日の法律的制限により終末を与えられた。だが、機械装置の競争、使用労働者の質の変化や部分的及び一般的恐慌から生じる過小就業は続いている。

【P67、後5行～P68】

日・週賃金が仮に増大しても労働の価格は、正常な水準以下に低落することもある。労働の価格が不変であっても労働時間が延長される場合にはおこる。労働力の日価値/労働日(時間)という式において分母の時間が長くなれば、労働力の消耗も激しくなり、分子も分母以上に増大する。

この事から、労働時間の法的制限がない時でも、主として時間賃金で支払っている多くの産業部門で、例えば10時間までを標準的な労働日とみなすという習慣が自然発生的に出来上がり、この「標準労働日」の限界を超えれば規定外時間

として、1時間を単位に僅かだが割増給が支払われた。1年中を通してみると標準労働日より、現実労働日のほうが多い。それは、標準労働日の労働の価格が低いために、労働者は十分な労働賃金を得るため、規定外労働時間に働かざるをえない。

(P68) 労働日の法律的制限は、この快心事に週末を与える。？

【P70～P74】

1行目～4行目まで当時の現況報告によることであり、原文のとおり。

労働の価格が低ければ低いほど、労働者は、生活に必要な賃金を得るため、労働密度を強め、または、長時間労働をしたい欲望を刺激される。

しかし、労働時間の延長は、このような労働者の欲望とは逆に、労働の供給を増大させ、その結果、労働者間の競争を生み、労働の価格を押し下げる。例えば、労働者1人が1人半か2人分の仕事をするならば、労働の供給は1人で不変だが、労働の供給は1.5または2倍に増大する。労働の供給が増えた分、失業者も増える。生存するための労働者間の競争が生まれる。

これにより、不払労働量を増大させた資本家間での競争をも生む。商品価格の一部は、労働価格からなっている。例えば、前例で12000円の商品は、労働価格6000円、利潤6000円で売っている。労働価格が5000円に1000円低下したとすれば、その分商品価格から引いて11000円で売ることができる。また、労働時間の延長によって生み出される、さらなる剰余価値の一部を値引きすることが出来る。

この章では、この競争の分析をする場でないので表記するのみとする。としたが、パン業者の例をとって、「標準価格で売る業者」が、「標準価格以下で売る業者」の批判を記入している。

この標準価格で売る業者（彼）の泣き言（批判）が面白く思われる。資本家の頭脳には生産関係の外観だけしか見ていない。労働の標準価格も一定量の不払労働を含み、この不払労働が、彼の正常な利得の源泉であるということを見れていない。彼には、剰余労働時間という観点はない。また、彼は、安売り業者への規定外時間の割増給を求めているが、この割増給にも不払労働を含むことも見れていない。例えば、前例で1時間の割増給を650円とする。規定内での価値生産物は1000円（12000/12）で資本家と労働者取り分は1/2（50%）で各500円、規定外時間では、労働者650円、資本家350円と資本家の取り分（剰余価値）は35%と減るが不払労働分は発生する。

以上。